

入札・見積合せにおける同等品の取扱いについて

仕様書等において示した品目（以下、「例示品」という。）の他、「同等品での入札（見積り）可」と記載された品目については、当該品目と同等以上の品物（以下、「同等品」という。）により、入札・見積合せに参加することが可能です。

この場合、下記の手続きにより、事前に同等品の確認・認定を受けてください。

記

1 同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が例示品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品確認の方法

同等品による入札（見積り）を希望する場合は、仕様書に記載された期限内に、次の書類を下記問い合わせ先まで提出してください。

- （1）同等品規格確認票
- （2）同等品の規格、品質、性能、価格等が確認できる資料（カタログ等の写し）
- （3）その他、仕様書等で必要とされている書類

3 同等品認定・不認定の回答

同等品の認定・不認定は、提出された同等品規格確認票の「確認欄」に、認定の場合は「認定」に、不認定の場合は「不認定」に○印を付して、FAXまたはWEBメールにより回答します。なお、確認のため、FAXが届き次第、折り返し下記問い合わせ先まで電話連絡をお願いいたします。

なお、回答は、入札・見積合せに参加する全者に行います。

4 その他

同等品の認定を受けていない品目により入札・見積合せに参加することは出来ません。

同等品の認定を受けていない品目により落札・決定したことが判明した場合は、原則として、例示品を納入するか、同等品として認定された品目を納入していただきます。

上記品目が納入できない場合は、契約解除や、指名停止措置を行う場合があります。

5 問い合わせ先

龍ヶ崎市総務部財政課契約指導検査グループ

電話：0297-60-1551

FAX：0297-60-1583

メール：keiyaku@city.ryugasaki.lg.jp